

令和 2 年第 1 回上峰町議会臨時会会議録

令和 2 年 1 月 31 日 (金曜日) 本会議 2 日
 会期 11 日間
 令和 2 年 2 月 10 日 (月曜日) 休 会 9 日

令和元年 1 月 31 日 第 1 回上峰町議会臨時会は、町議場に招集された。(第 1 日)	
出席議員 (10名)	1 番 鈴 木 千 春 2 番 大 川 徹 也 3 番 原 直 弘 4 番 吉 田 豊 5 番 田 中 静 雄 6 番 原 田 希 7 番 吉 富 隆 8 番 大 川 隆 城 9 番 寺 崎 太 彦 10 番 中 山 五 雄
欠席議員 (0 名)	
地方自治法 第 121 条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長 武 廣 勇 平 副 町 長 森 悟 教 育 長 野 口 敏 雄 総務課副課長 宗 雲 英 則 まち・ひと・しごと創生課長 河 上 昌 弘 財 政 課 長 坂 井 忠 明
職務のため 出 席 し た 事務局職員	議会事務局長 二 宮 哲 次 議会事務局係長 江 崎 智 恵

議事日程 令和2年1月31日 午後2時30分開会（開議）

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 町長のあいさつ
- 日程第4 議案一括上程 提案理由の概要説明
(議案第1号・議案第2号)
- 日程第5 議案審議
議案第1号 上峰町一般職の任期付職員の採用等に関する条例
- 追加日程第1 議案第1号 上峰町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の訂正請求の件
- 追加日程第2 会期延長の件
- 日程第6 議案審議
議案第2号 令和元年度上峰町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第7 討論・採決

午後2時30分 開会

○議長（中山五雄君）

皆さんこんにちは。本日は令和2年第1回上峰町議会臨時会が招集されましたところ、御多忙の中、御参集いただきましてありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより令和2年第1回上峰町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（中山五雄君）

日程第1．会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、4番吉田豊君及び5番田中静雄君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（中山五雄君）

日程第2．会期の決定について。

会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日間といたしたいと思っております。これに御異議

ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3 町長のあいさつ

○議長（中山五雄君）

日程第3. 町長のあいさつ。

町長の挨拶をお願いします。

○町長（武廣勇平君）

皆様こんにちは。令和2年第1回上峰町議会臨時会をお願いしましたところ、大変御多用中にもかかわらず、議員の皆様方には御参集をいただきまして感謝申し上げます。

本日は2議案の上程をさせていただきたいと思っております。よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（中山五雄君）

これで町長の挨拶は終わりました。

日程第4 議案一括上程 提案理由の概要説明

○議長（中山五雄君）

日程第4. 議案一括上程、提案理由の概要説明。

議案一括上程、提案理由の概要説明を求めます。

○町長（武廣勇平君）

それでは、議案一括上程、提案理由の概要説明、議案の提案をさせていただきます。

議案第1号 上峰町一般職の任期付職員の採用等に関する条例。

高度化、専門化する行政課題に対応するため、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき、知識経験等を有する人材を期間を限って採用することができる制度を導入することとし、当該職員の採用及び給与に関し必要な事項を定める条例を制定するものです。

令和2年1月31日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

議案第2号 令和元年度上峰町一般会計補正予算（第5号）。

令和元年度上峰町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ807,450千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,777,730千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予

算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年1月31日提出。

上峰町長、武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

以上2議案を一括して提案させていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（中山五雄君）

ただいま町長より2議案が上程されました。

これより補足説明を求めます。

○総務課副課長（宗雲英則君）

皆様こんにちは。私のほうからは議案第1号 上峰町一般職の任期付職員の採用等に関する条例につきまして補足説明させていただきます。

先ほど町長より大要説明がありましたが、この条例は高度化、専門化する行政課題に対応するため、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき、知識経験等を有する人材を期間を限って採用することができる制度を導入することとし、当該職員の採用及び給与に関し必要な事項を定めるものでございます。

それでは、条例の中身でございます。

第1条では、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の規定に基づき職員の任期を定めた採用に関し必要な事項を、地方公務員法の規定に基づき職員の給与、勤務時間、その他の条件をこの条例において定めることを規定しています。

第2条では、任期付職員を採用することができる条件を述べております。

第1項では、高度な専門的知識経験、または優れた識見を有する者を一定期間活用して業務を遂行するために、選考により任期を定めて採用することができるものと規定しております。この規定により採用された職員は特定任期付職員となります。

第2項は、公務の効率的運営を確保するために、専門的知識経験を有する者を各号の規定に該当する場合に選考により任期を定めて採用することができるものと規定しております。

第1号は専門的な知識経験を持つ職員の育成に相当な期間を要する場合、第2号は急速に進歩する技術に関する専門的な知識経験を必要とする場合、第3号は専門的な知識経験を持つ職員を他の業務に従事させる必要がある場合、第4号は公務外の実務経験を通じて得られる最新の専門的な知識経験を必要とする場合と規定しております。

第3条では、公務の能率的な運営を確保するために、一定期間に終了が見込まれる業務、一定期間に限り業務量が増加する業務につきまして、任期を定め採用することができるような規定をしております。

第4条では、短時間勤務職員を採用できる条件を述べています。第3条第1項に規定された業務、また住民サービスの提供時間を延長する場合及び育児休業、介護休暇により勤務し

ない職員の業務に従事させる場合と規定しております。

第5条では、一定期間に終了が見込まれる業務、一定期間に限り業務量が増加する業務に従事する任期付職員と短時間勤務職員の任期の特例について規定しています。地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第6条第2項で任期は3年を超えない範囲内とするが、特に3年を超える任期を定める必要がある場合として、条例で定める場合にあっては5年を超えない範囲内とすると規定されていますので、第3条第1項各号に掲げる業務が3年を超えることが明らかな場合、業務の終了の時期が当初の見込みを超えてさらに一定期間延長された場合を特例として、法律の規定に基づき、任期は5年を超えない範囲とするというものでございます。

第6条は、任期の更新について規定しています。

第7条第1項は特定任期付職員の給料表を定め、第2項で号給の決定方法を定めています。

第3項は、特別の事情により第1項の給料表の号給により難いときは、町長の承認を得て調整し、決定できる旨、規定しています。

第4項は、特定任期付職員業績手当を支給できる旨、規定しています。

第8条第1項では、給与条例中の給料表、初任給、昇格及び昇給の基準、給料の調整額、扶養手当、住居手当、管理職手当、勤務手当の規定を特定任期付職員には適用しないことを規定しています。

第2項では、給与条例中の管理職特別手当と期末手当を特定任期付職員に適用することを規定しています。

第9条では、規則への委任について規定しております。

以上で第1号議案の説明を終わります。御清聴ありがとうございました。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（中山五雄君）

ほかに補足説明ありませんか。

○財政課長（坂井忠明君）

皆さんこんにちは。私のほうからは議案第2号 令和元年度上峰町一般会計補正予算（第5号）の概要につきまして補足説明をさせていただきます。

お手元に予算書のほうの御準備をお願いいたします。

予算書の2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入のほうでございます。左のほうから款、補正額、計の順に読み上げてまいります。

款の17. 寄附金、補正額5億円、計4,500,114千円。

款の18. 繰入金、補正額370,450千円、計4,212,874千円。

歳入合計、補正額870,450千円、計12,777,730千円。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。

款の２．総務費、補正額870,450千円、計8,643,483千円。

歳出合計、補正額870,450千円、計12,777,730千円。

以上でございます。

私のほうからは以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（中山五雄君）

ほかに補足説明ありませんか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

皆様こんにちは。私のほうからは議案第２号 令和元年度上峰町一般会計補正予算（第５号）に関しまして、こちらの内容に関しまして補足をさせていただきます。

お手元の予算書のほうで説明書の３ページ上段を御覧いただきたいというふうに思っております。

歳入になりますけれども、款の17．寄附金、項の１．寄附金、目の１．総務寄附金、節の１．総務寄附金、ふるさと納税寄附金５億円でございます。当初、40億円という形で見込んでおりましたふるさと納税寄附金でございますけれども、12月末現在でこれを上回る歳入額を得ることができております。今年度中の寄附総額を45億円と見込みまして、上方修正をしたところで差額の５億円を計上いたしたところでございます。

下段をお願いいたします。

款の18．繰入金、項の１．基金繰入金、目の12．ふるさと寄附金基金繰入金、節の１．ふるさと寄附金基金繰入金370,450千円でございます。ふるさと納税関連経費等の原資として基金より繰入れを行うものでございます。

次は４ページになりますけれども、歳出でございます。

款の２．総務費、項の１．総務管理費、目の10．ふるさと納税費、これを合わせますと870,327千円でございますが、このうち節25の積立金５億円以外は、増額に伴いまして必要となります事務費等の経費を計上させていただいていることになります。

その下の目の18．中心市街地活性化事業費でございますが、節の11の⑤光熱水費20千円と節の13．委託料40千円、これには既に取得してございます旧自動車学校の建屋管理に必要な機械警備に関します電気代相当分、それと機械警備の委託料ということの今年度分という形で費用になってございます。

最後に、17節．公有財産購入費63千円につきましては、残りもう一筆の用地に係る測量が確定をいたしまして、それに伴います若干の面積増加相当分の用地費の追加分という形で御理解いただければ幸いです。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中山五雄君）

ほかに補足説明はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、以上で提案理由の説明を終わります。

日程第5 議案第1号

○議長（中山五雄君）

日程第5．議案審議。

議案第1号 上峰町一般職の任期付職員の採用等に関する条例。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○3番（原 直弘君）

まず、この条例と規則の内容の、ちょっとう、確認したところ、不備があるんじゃないかということで、ちょっとまず確認したいと思います。

まず条例の3ページになりますが、第5条第1項の第2号で初めに「第3第1項」ということで記載されていますけど、これは「第3条第1項」ではないのかなということで、ちょっとそれを確認させていただきたいと思います。

あと規則のほうになります。規則の1ページ目の一番下、特定任期付職員の号給の決定について第4条がありますけど、これは「条例第6条第1項に規定する」ということで記載されておりますけど、これは「第2条」ではないのかなということで、それも確認させていただきます。

その次の2ページ目、見開いて一番上ですね。「いう。）の条例第2条第1項の給料表の号給は、」ということになってはいますが、これは「条例第7条第1項」ではないかということで、これも確認させていただきます。

と、もう一つ、第5条、下になります。出だし、「条例第6条」ということ、「第4項」ということで記載がありますが、これは「条例第7条」ではないかということで、これも確認したいと思います。

あとそのページの下から3行目、7条のこの説明の括弧書きですね。「第2条」から始まっておりますけど、これは「条例」ということでの記載漏れがあるんじゃないかということで「条例第2条」、その確認をまずして、その次の質疑に入りたいと思います。よろしくお願いします。

○総務課副課長（宗雲英則君）

先ほどの御指摘の件でございますが、条例の第5条につきましては「第3条第1項」。第5条の第2号でしたでしょうか、「第3条第1項第1号」で「条」が抜けております。申し訳ありませんでした。

議長、一旦休憩を頂けないでしょうか。

○議長（中山五雄君）

お諮りいたします。今、執行部のほうから暫時休憩をお願いしますということですから、いかがいたしましょうか。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしということで、ここで暫時休憩をいたします。休憩。

午後 2 時 50 分 休憩

午後 4 時 50 分 再開

○議長（中山五雄君）

再開いたします。

お諮りいたします。本日の会議時間は議事の都合によって延長したいと思いますが、皆さん御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。したがって、本日の会議時間を延長することに決定いたしました。

暫時休憩します。休憩。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。したがって、暫時休憩をしたいと思います。よろしく申し上げます。

午後 4 時 51 分 休憩

午後 6 時 45 分 再開

○議長（中山五雄君）

再開いたします。

お諮りいたします。ただいま 1 月 31 日、町長より提出された議案第 1 号 上峰町一般職の任期付職員の採用等に関する条例について訂正したいとの申出がありました。これを日程に追加し、追加日程第 1 として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。よって、議案第 1 号 上峰町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の訂正請求の件を日程に追加し、追加日程第 1 として直ちに議題とすることに決定いたしました。

**追加日程第 1 議案第 1 号 上峰町一般職の任期付職員の採用等に関する条例
の訂正請求の件**

○議長（中山五雄君）

追加日程第 1. 議案第 1 号 上峰町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の訂正請求の件を、これを議題といたします。

町長からの説明を求めます。

○町長（武廣勇平君）

上 総 第 873 号

令和 2 年 1 月 31 日

上峰町議会

議長 中 山 五 雄 様

上峰町長 武 廣 勇 平

事件の訂正請求書

令和 2 年 1 月 31 日に提出した下記事件は、次の理由により訂正したいので、上峰町議会会議規則第 20 条の規定により請求します。

記

件 名

議案第 1 号 上峰町一般職の任期付職員の採用等に関する条例

理 由

上記議案については、内容の一部に再度精査を要するものが生じたため、当該議案の一部を訂正させていただきたく、措置をお願いします。

以上でございます。

○議長（中山五雄君）

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第 1 号 上峰町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の訂正請求の件を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 1 号 上峰町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の訂正請求の件を許可することに決定いたしました。

次へ進みます。

お諮りいたします。会期延長の件を日程に追加し、追加日程第 2 として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。よって、会期延長の件を日程に追加し、追加日程第２として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第２ 会期延長の件

○議長（中山五雄君）

追加日程第２．会期延長の件。

会期延長の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日１日間と決定されていますが、議事の都合によって２月１日から２月１０日までの１０日間延長したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。よって、会期は２月１日から２月１０日までの１０日間延長することに決定しました。

次に進みます。

お諮りいたします。議事の都合によって２月３日から２月７日は休会としたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。したがって、２月３日から２月７日は休会とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

これをもって延会いたします。本日はどうもありがとうございました。大変お疲れさんでした。

午後６時５０分 延会